



2020年2月27日

各 位

会社名 チョウダーテ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平田 晴久  
(JASDAQ・コード 5387)  
問合せ先 取締役管理本部長 種田 貴志  
TEL 059-364-5215

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年3月26日開催予定の臨時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 電子公告制度の採用による公告機能及び利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用の削減を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。
- (2) 経営体制の充実及び経営基盤の一層の強化を図るため、副社長を1名から若干名へと複数選任することができるようにするための変更を行うものです。
- (3) 業務執行を行わない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を取り交わすことを可能にすることで期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第2項の新設につきましては、各監査役からの同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第5条 (公告方法) 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>但し、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>

<p>第6条～第22条（条文省略）</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長および取締役副社長各1名並びに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第24条～第28条（条文省略）</p> <p>第29条（取締役、監査役の責任免除） 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第30条～第33条（条文省略）</p>	<p>第6条～第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（取締役、監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u>取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>3. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>監査役との間で、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p>
---	--

### 3. 日程

2020年3月26日 臨時株主総会（予定）

2020年3月26日 定款変更の効力発生日（予定）

以上